

## 平成 30 年 第 1 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 1 月 17 日 (水) 午後 1 時 55 分～午後 2 時 38 分  
 2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール  
 3. 出席委員数 14 名  
 4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

1 番 麻生 祐三子                      2 番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長      衛藤 成史                      主幹兼係長      藤田 鉄也  
 係 員      藤田 美智                      川原 一仁

7. 議事日程

- (1) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 5 号 現況証明 (非農地証明) について
- (6) 議案第 6 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局      会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。新年が明けまして、皆様におかれましてはご家族お揃いで輝かしい新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。また、本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。昨年を振り返りますと、皆さん方も度々耳にされていると思いますが、非常に災害が多い年でした。地元朝地町の地すべりにおいても未だに避難生活をされている方がいらっしゃいます。その中に朝地の小学生、中学生が避難者を慰安するためにも花を植えたりしていると聞きました。避難者の方からは涙の出る思いだと書かれていますし、子どもたちにおいては綿田地区の方々からいろいろとお世話になったことの恩返しで花を植えたということでもあります。

また、本年は災害の無い年でありますようにと願うところでございます。昨日、今日と4月並みの気温で、その前は非常に寒く、この一年も寒暖の差が激しい年になるのかなと思っているところです。

私たちは新たな年を迎え、農地利用の最適化ということが謳われておりますが地域農業にそれぞれご協力をいただきたいと思います。明日は別府市のピーコンプラザで県農業委員大会が開催されます。講演等研修がありますが、皆様方には実り多い研修にいただきたいとお願いいたします。

本年も変わらず、よろしく願いいたします。

それでは、座って進行をさせていただきます。皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い致します。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。それでは、ただいまから平成30年第1回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後1時58分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

1番 麻生祐三子 委員、2番 後藤綾子 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成29年第12回定例総会から本日の平成30年第1回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた8点について、会長報告として2ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 次に各種報告ですが、今回は特にないようですので、次に進みます。  
続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。  
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」  
(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第85号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の高知穂です。別冊議案第1号をお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年1月17日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて平成30年1月18日公告予定分を朗読) 以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4ページをお開きください。議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成30年1月17日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く5ページをご覧ください。

(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第1号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第2号については、意見を求められております。  
これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後2時15分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後2時16分)

議長 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。  
「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号1番及び番号2番の2案件を17番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17番委員 三重の神田喜生です。

1月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番と2番の案件については、関連がありますので一括してご報告したいと思います。

申請内容につきましては、●●●●さんと、●●●●さんの交換による所有権移転であります。譲渡人と譲受人の申請農地を交換する事により、自身の耕作地を近づけることが出来るため、双方で協議したところ、交換する事で話がまとまり、申請を行ったものです。  
●●●●さんの譲り渡し後の経営面積は、135 アールで、譲り受け後の経営面積は、126

アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、●●●●さんの譲り渡し後の経営面積は、186 アールで、譲り受け後の経営面積は 196 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。この案件も、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の案件を 18 番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18 番委員 三重の佐藤正雄です。

1月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は老人ホームに入所して、農地の管理に苦慮していたため、空き家に付随した農地の指定申請をし、12月定例総会において承認されました。譲受人は、農業経験はないものの空き家バンクを利用し、購入した●●字●●●●●番地●(宅地:491.59m<sup>2</sup>)の住居と併せて付随した申請地を有効活用したいと考え、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1アールとなり下限面積の1アール(指定農地は1a)を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号１番から番号３番までの３案件について審査会の報告を求めます。

まず、番号１番及び番号２番の２案件を２番 後藤綾子 委員をお願いいたします。

２番委員 三重の後藤 綾子です。

１月９日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号１番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●・●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、三重町内の借家で妻と子供の家族３名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第２種農地のその他の農地に該当し、許可基準の１１項目において不許可要件に該当するものはなく、第２の１の(Ⅰ)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため、に該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号２番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人●●●●●●●●●●●●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、太陽光発電業を主な事業としており、年間を通して日照条件が良い事業候補地を豊後大野市内で探していました。いくつかの候補地を検討しましたが、所有者と折り合いがつかず断念していたところ、申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人も高齢となり後継者もいないことから今後の管理が困難となっており、賃貸借する事で協議が整ったため、今回必要面積分筆後に申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第３種農地に該当し、許可基準の１１項目において不許可要件に該当するものはなく、第２の１の(Ⅰ)のエの(イ)の第３種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号３番の案件を９番 衛藤英教 委員をお願いいたします。

９番委員 大野の衛藤です。

１月５日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号３番の案件についてですが、貸人●●●●●●●●さんから借人●●●●●●●●●●●●●●●●●●さんへの貸借権の設定に伴う農地の転用の件についてであります。借人は、再生エネルギー全量買取制度を利用し売電事業を行いたいと計画し、農地以外の場所を検討しましたが、森林の伐採費用や日照条件、送電線までの距離等で、適地が見つからず断念していました。また、貸人は県外在住で農地の管理に苦慮しており、農業経営規模の縮小を計画していたところ、今回双方で申請地の賃貸借の話がまとまり農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第２種農地のその他の農地に該当し、許可基準の１１項目において不許可要件に該当するものはなく、第２の１の(Ⅰ)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数  
議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。  
これから採決します。議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番からの番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第5号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。  
「議案第5号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。  
まず、番号1番の案件を10番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10番委員 朝地の矢野源平です。  
1月9日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。  
申請地は、山際の狭小な農地であり、周囲が原野化したこともあり耕作を放棄したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。  
周囲への影響は、申請地の周囲は山林原野化しており、耕作している農地はないため、周囲への影響は認められません  
地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。  
以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員 大野の衛藤英教です。  
1月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、申請者●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。  
申請地は、もともと山際の条件の悪い農地であり、周囲が山林原野化したため耕作を放

棄したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

周囲への影響は、申請地の周囲は山林原野化しており、耕作している農地はないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の番号1番及び番号2番の2件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第5号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第5号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第5号 現況証明（非農地証明）についての番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第6号 空き家に付随した農地の指定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。  
「議案第6号 空き家に付随した農地の指定について」  
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第6号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第6号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。



議長

これをもちまして、平成 30 年第 1 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 2 時 38 分)

議事録署名委員 1 番委員 麻生 祐三子

” 2 番委員 後藤 綾子